

# 鳥取県手話施策推進計画（案）へのパブリックコメントの実施結果について

平成27年3月10日  
障がい福祉課

## 1 意見募集の方法

### (1) パブリックコメントの実施

- 意見募集期間 平成27年1月23日（月）から同年2月10日（火）まで  
周知方法等
- ・ホームページへの掲載
  - ・県庁県民課、各総合事務所地域振興局、日野振興局、東部・八頭庁舎及び県立図書館並びに市町村役場窓口等における概要チラシの配架
  - ・障がい福祉団体等への意見募集の通知
  - ・報道機関への資料提供
  - ・新聞広告の掲載

### (2) 鳥取県障がい者プラン（案）、鳥取県手話施策推進計画（案）県民説明会の開催

- 日時 平成27年1月31日（土）午前10時から午前11時30分まで  
場所 倉吉市上井公民館  
参加人数 約60名

## 2 受付意見数

72件（27個人・団体） ※県民説明会での意見を含む  
<内訳>

|                                    |     |
|------------------------------------|-----|
| 手話学習に関する意見                         | 13件 |
| 高齢ろう者への対応、聞こえない新生児の保護者へのフォローに関する意見 | 11件 |
| 手話通訳者に関する意見                        | 10件 |
| 行政の取組に関する意見                        | 9件  |
| 教育に関する意見                           | 8件  |
| 事業者の取組に関する意見                       | 4件  |
| その他の意見                             | 17件 |

## 3 主な意見及びその対応方針

| 意見  | 対応方針   |
|---|--|
| 手話学習では手話技術とろう者の暮らし、現状の理解は不可分。手話を学ぶ意味も理解すべき。                               | 手話学習では、ろう者の暮らし・現状の理解もあわせて学べるよう工夫していきます。ご意見の趣旨は計画案に盛り込むこととします。  |
| 高齢ろう者が利用できるデイサービス、老人ホームがなく行き場のない状態である。仕方なく一般のホームを利用してもコミュニケーション力が低下してしまう。 | 当面は手話学習会補助金等の活用等により、各施設における自発的な手話学習を促しつつ、必要な取組について鳥取県聴覚障害者協会等と相談しながら検討していきます。  |
| 新生児スクリーニング（聴覚検査）により子どもが聞こえないと分かった後、安心して育児ができるフォロー体制を充実すべき。                | 鳥取聾学校及びひまわり分校で、0歳児から教育相談を行っています。鳥取県では平成18年に「新生児聴覚検査と聴覚障害児支援のための手引き」を作成し、医療機関と聾学校がつながる体制を構築しています。ご意見の趣旨は計画案に盛り込むこととします。 |
| 登録手話通訳者の現任研修を充実させて欲しい。（開催場所・頻度、通訳者のレベルに合わせた研修、講師養成等）                      | 現任研修のあり方、充実については、登録手話通訳者の皆さんの意見を踏まえながら、鳥取県聴覚障害者協会と一緒に検討していきます。   |
| 通訳者の養成を進めるため、通訳者の指導者の養成が必要。   | 今後、通訳者の指導者養成に取り組んでいきます。  |

|   |   |
|---|---|
| <p>手話通訳者が通訳現場で把握したろう者の生活面での課題・ニーズについては、鳥取県聴覚障害者協会において整理し、行政施策に反映させる仕組みを考えるべき。</p>     | <p>ご意見の趣旨は既に計画案に盛り込まれておりますが、仕組みについては、今後、鳥取県聴覚障害者協会等と相談しながら検討していきます。</p>                 |
| <p>遠隔手話通訳サービスについて、24時間対応、タブレット端末の県立施設完全設置を検討すべき。</p>                                  | <p>今後、ろう者のニーズ、利用実績、費用対効果を勘案しながら検討します。</p>   |
| <p>手話ハンドブックを配布しただけで終わらせず、きちんと手話の普及につなげていくべき。</p>                                      | <p>ご意見の趣旨は既に計画案に盛り込まれておりますが、手話普及支援員派遣制度の活用・充実等により、手話ハンドブックを活用した学校現場での手話の普及を進めていきます。</p> |
| <p>事業者に対する具体的施策の記述がない。例えば、医療サービス事業者について、病院・診療所の規模に応じた手話対応可能な医療スタッフの人数を目標として設定すべき。</p> | <p>各事業者の職場に対しては、一律に目標設定すべきではなく、補助制度の活用等によりまずは自発的な手話学習を促していきたいと考えます。</p>                 |
| <p>手話を第一言語としない聴覚障がい者もいて、一人一人のコミュニケーション方法を尊重することが大切である旨、計画に盛り込んでほしい。</p>               | <p>様々なコミュニケーション方法を尊重することは当然と考えており、ご意見に留意して丁寧に取り組を進めます。また、あいサポート運動等を通じた啓発も行います。</p>      |